

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日時 令和3年2月24日（水）午前10時03分～午前10時33分

■場所 都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、小堀委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、寺島委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答申

「(仮称)新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動共通、風環境及び景観に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (2 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業事後調査報告書 (工事の完了後)	令和2年12月25日
	新可燃ごみ処理施設整備事業事後調査報告書 (工事の施行中その1)	令和3年1月18日
2 変 更 届	(仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業 (施工計画の変更について)	令和3年1月20日
3 着 工 届 (事 後 調 査 計 画 書)	(仮称) 芝浦一丁目建替計画	令和3年1月14日

令和 2 年度「東京都環境影響評価審査会」第 10 回総会
速 記 録

令和 3 年 2 月 24 日（水）

都庁第一本庁舎 42 階北塔 特別会議室 A

(午前 10 時 03 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、おはようございます。定刻が過ぎましたので、本日の会議を進めさせていただきたいと思えます。 本日の委員の出席状況について事務局から報告します。現在、委員 21 名のうち 17 名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 10 回総会の開催をお願いいたします。本日、傍聴の申し出があります。柳会長、お願いします。

○柳会長 分かりました。会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるため、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱、体調不良等、健康状態が思わしくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから令和 2 年度東京都環境影響評価審議会第 10 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 最初に、「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件については第二部会で審議していただきましたので、その結果について坂本第二部会長から報告を受けることとします。それでは、坂本第二部会長、よろしくをお願いします。

○坂本第二部会長 それでは、報告させていただきます。資料 1 を御覧ください。

初めに、部会でとりまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。資料 1 を読み上げます。

令和 3 年 2 月 24 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 坂 本 慎 一

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和2年9月30日に「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び周辺地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には審議会及び部会における審議事項をまとめております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

本事業の近接地において土地区画整理事業が計画されているが、今後の具体化に伴い、施工時期の重複による工事用車両の特定の走行ルートへの集中や他事業による工事用車両の流入が懸念されることから、周辺計画との連携や調整を図るとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

【大気汚染、騒音・振動共通】

本事業は、工事の施行中も駅施設利用者が計画地内を通行するため、歩行空間を含む周辺環境に対して著しい影響を与えないよう工事計画を立てるとともに、適切な保全措

置を講ずることとし、事後調査に当たっては、周辺への影響を適切に把握すること。

【風環境】

本事業では、西口駅前広場の整備計画と一体的に歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、事後調査において調査地点を適切に選定し検証を行うこと。

【景観】

計画建築物は、新宿駅前に位置しており公共性が高く、地域の代表的な景観となることから、今後のデザイン検討の際には地域関係者と十分な議論を重ねた上で、評価の指標との整合を図ること。

説明は以上です。

○坂本第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について報告します。

本事業は、東京都新宿区西新宿一丁目1番の一部において商業及び業務、駅施設等から成る複合施設の新築を行うものであり、対象事業の種類は高層建築物の新築でございます。本評価書案は、令和2年9月30日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読しました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして都民から1件の意見書の提出がありました。また、関係区長である新宿区長、渋谷区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書において事業者の見解が示されております。なお、都民の意見を聴く会は公述人の申し出がなく、開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議しました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

「大気汚染、騒音・振動共通」の意見ですが、本事業の近接地において土地区画整理事業が計画されているが、今後の具体化に伴い施行時期の重複による工事用車両の特定△の走行ルートへの集中や、他事業による工事用車両の流入が懸念されることから、周辺計画との連携や調整を図るとともに、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を講じることを求めるものでございます。

次に、「大気汚染、騒音・振動共通」の意見ですが、本事業は工事の施行中も駅施設利用者が計画地内を通行するため、歩行空間を含む周辺環境に対して著しい影響を与えないよう工事計画を立てるとともに、適切な保全措置を講ずることとし、事後調査に当たっては周辺への影響を適切に把握することを求めるものでございます。

次に「風環境」の意見ですが、本事業では西口駅前広場の整備計画と一体的に歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、事後調査において調査地点を適切に選定し、検証を行うことを求めるものでございます。

次に「景観」の意見ですが、計画建築物は新宿駅前に位置しており、公共性が高く、地域の代表的な景観となることから、今後のデザイン検討の際には地域関係者と十分な議論を重ねた上で、評価の指標との整合を図ることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等はございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いします。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から答申書を読み上げさせていただきます。

2 都環審第 28 号

令和 3 年 2 月 24 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」に係る環境影響評価書案について答申

令和2年9月30日付2環総政第214号、諮問第511号で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読しました案文と同じでございます。

説明は以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から報告をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 受理関係について報告します。お手元の資料2を御覧ください。

2月の受理報告は、事後調査報告書2件、変更届1件、着工届1件、受理しております。

「1月 受理報告に係る助言事項一覧」を御覧ください。1月受理報告に係る助言事項についての事業者の回答となります。

最初に変更届は、大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業。「大気汚染」についての助言事項なのですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の寄与率が高く、環境基準を超えています。ということで、引き続き環境保全に向けた取組を続けてくださいという助言事項が前半でございました。

これについての事業者の回答ですが、最新の排出ガス対策型建設機械の採用、建設機械の効率的な稼働等の環境保全のための措置を可能な限り実施しますという回答でした。

1番の後半の段落の助言事項ですが、熱源施設からのNO_xの排出量が小さくなっていますが、なぜですかということです。

これについての事業者の回答ですが、ボイラーの種類をより高効率な機械(炉筒煙管→潜熱回収)を選定しましたということと、小型ボイラーを複数設置する計画となったことから、季節ごとの需要に応じた稼働台数の調整を行うことにより、より環境負荷の低減ができ可能性が出てきたということでございます。

「大気汚染」の2つ目になります。助言事項ですが、年平均値が高くなっているのに日平均値の年間98%値が低くなっているのは換算式が異なっているためでしょうかというのが最

初の助言事項です。

これについて事業者の回答は、換算式が更新されたため、変更前と比較して低くなっているということです。

あとは、中段のところからの助言事項なのですが、バックグラウンドが下がっているのに年平均値が高くなっていることから、環境負荷はそれなりに高くなっている。定量的な対策が必要ではないでしょうかという助言事項です。

こちらについての事業者の回答ですが、汚染物質排出量が増加した要因は、汚染物質排出量が多い建設機械の稼働時期が重なったことです。そのため、実際の工事の際には、最新の排出ガス対策型建設機械の採用、建設機械の効率的な稼働等の環境保全のための措置を可能な限り実施しますという回答でございました。

続きまして「大気汚染」の3つ目ですが、周辺の他の建設工事に関する協議ではどのような検討が行われているのでしょうかと。

これについての事業者の回答ですが、計画地周辺の道路で工事用車両の走行に伴う交通渋滞等が確認されていないため、現状は他事業との協議体はなく、工事調整は行っていませんと。今後、計画地近傍で工事が実施される隣接開発事業、首都高地下化事業については、工事の期間が重複し、複合的な影響の可能性も考えられることから、必要に応じて情報の共有等を行っていきますということです。

「騒音・振動」についての助言事項です。工事用車両が走行する道路の一部は現況でも騒音の基準値を超えているため、車両走行に伴う騒音の低減に常に留意してくださいと。

これについての事業者の回答ですが、今後も引き続き工事用車両に対する環境保全のための措置の積極的な実施に努めてまいりますということです。

続いて、「日影」です。近隣公園の環境が悪化した分を補う豊かな外構計画にさせていただければという助言でした。

これについての事業者の回答ですが、緑と水に囲まれた豊かな広場計画とし、日本橋川沿いは、常盤橋公園の連携にも意識した計画へと深度化を図っております。また、新たに計画したホール屋上部にも豊かな屋外空間を創出しました。今後も一層豊かな外構空間へと検討深度化を図りますという回答でございました。

事業名「(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」です。「振動・騒音」についての助言事項ですが、工事期間が延長になることから地域住民とより一層の円滑なコミュニケーションを図ってください。

これについて事業者の回答ですが、計画地周辺の学校、町会に対して適切なコミュニケーションを図ってまいりますという回答です。

資料をおめくりいただきまして、事業名「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業」についての助言事項ですが、近隣の開発と時期が重なる場合にはよく調整を行ってくださいということと、地域住民と円滑なコミュニケーションを図り、良好な関係を維持しながら事業を進めてくださいという助言でした。

これについての事業者の回答ですが、現時点で本事業以外の開発事業の予定はありませんということ。それから事業推進に当たっては、これまでと同様に関係権利者への丁寧な説明を行いながら、引き続き環境負荷の低減に努めてまいりますという回答でございました。

以上が、1月の助言事項に対する事業者の回答でございました。

では、「2月 受理報告に係る助言事項一覧」を御覧ください。2月の受理報告に関して、委員からの助言事項の提案となります。2つの事業に合計5件の助言事項がございました。

説明は以上となります。

○柳会長 それでは最初に、1月の受理報告に係る助言事項について事業者の回答がありました。何かこの点について重ねて御意見等ございますでしょうか。

○池本委員 私の関連しているものでコメントさせていただいたのは、大手町二丁目常盤橋地区の変更届の「大気汚染」の2番、3番のところかと思うのですが、最初にお断りしておきたいのは、言いたくて言っているというわけではないということでお聞きいただけたらと思うのですが、特に3番のほうでは、まだ渋滞が発生していないから工事調整を行っていないというようなコメントなのですが、多分発生してからだと遅いと思うのですよね。全体的に前回も含めて、ちょっと後ろ向きな姿勢がかなり感じられて、まあ文章表現上だけなのかもしれないのですけれども、せっかく、東京駅付近のシンボルとなるようないい事業をやられるような計画ですので、そういう環境面にもしっかりと配慮していただいて、そういったところでもいい事業だということをおアピールできるようにしていただくといいのではないかと感じます。コメントです。以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ただいまのコメントについては、重ねてそういったコメントがあったということをお知らせして事務局からお伝えしていただいて配慮していただくように指導していただければと思います。よろしくお願いします。

続いて、2月の受理報告案件について助言されました委員の方のコメントなどをお願いします。発言される際には最初にお名前をお願いしたいと思いますが、資料に従って順番にということですので、齋藤委員、袖野委員、池本委員の順でよろしくお願いします。

○齋藤第一部長 齋藤です。私の助言事項について説明したいと思います。「土壌汚染」、鉛の含有量、それから溶出量の基準超過が見られていたということで、法令に従って適切に対応していただいているのですが、事後調査報告書の中の図及び文章の中で基準不適合の深さということと、それから実際に掘削した深さ、そのこの区別が明確にされていないので、どこを、どこまで掘ったのかというところが分かりにくい表現になっているので、せっかく法令に従って対応していただいたので、しっかり掘削深さのところを明確に記載してもらいたいというのが1番目の話です。

2番目は、広い話なので、この環境影響評価の話とちょっと離れてしまう話なのですが、土壌汚染の問題が基本的には汚染されている土を必要に応じて除去する、処置をするということ結構なのですが、今回、一部の場所では対応していただいたところよりも深いところ、深く行くに従って濃度が高くなっている、含有量が高くなっているところもあり、汚染の広がりがよく判別できないところもあります。そういった点も含めて、そもそもの鉛の汚染がどのような原因で生じたのか、その原因に意識をしていただいて、この調査をしていただくと、今後の対策にもつながるのかなという意味で、環境影響評価の話とは少し広がった話なのですが、汚染の原因を意識しながら調査をしていただきたかったという感じの助言です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは続いて袖野委員、お願いします。

○袖野委員 私からは「水循環」のところなのですが、こちらの工事は被圧の地下水で、地下水位が工事の影響で低下しておりまして、まだその水位が回復していない状況であるということですので、今後も引き続き地下水位の経過の確認を適時実施していただければと思います。

○柳会長 次に池本委員、お願いします。

○池本委員 私は「その他」として、時々あるのですが調査結果がかなり時間のたっているものがあって、今回もかなり時間がたっている調査結果の報告ということでした。特に工事中の報告にもかかわらず、今回もう施設は動いてしまっていますので、このコメントとして、例えば工事中こういうことをしたほうがいいですよというコメントはもう有効ではない状況になってしまっています。また、ほかの事業でこういうことを考慮したほうがいいですよと

というような視点では見ることはできるのですが、そういったことでは、半分意味をなしていないような状況になっていますので、適切なタイミングで報告頂くように努めていただきたいという趣旨でコメントさせていただきました。特に東京都の環境アセスでは事業者さんは負担があると思うのですが、事後調査をちゃんとしっかりやっていくというのは、フィードバックするという意味でもいいシステムをとっていると思いますので、それを機能させていただけよう努めて頑張っていたらと思います。

○柳会長 続いて変更届についてのコメントをお願いします。池本委員、お願いします。

○池本委員 こちらは、10 ページに工程表があるのですが、こちらは今映していただくことはできますでしょうか。特にここの、変更後と変更前のところで私がコメントさせていただいたところの色塗りの範囲が、かなり広がっている部分があって、これを工事の全体負荷を変えずに期間だけ延ばしたというのでは説明がつきづらいほど延びているような線が幾つかあったので、実際は工事のそういう影響は大きいのではないかと感じたものです。そういうふうに見えるようなスケジュールになっているので、そうでないのであれば、そういう説明をしっかりとしたほうがいいのかというコメントです。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から提案された助言について審議会からの助言事項とするということでもよろしいでしょうか。——特に御発言がないようですので審議会からの助言事項とします。

それでは、事務局から事業者に伝え、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いします。受理関係についてはこれで終わります。

○柳会長 そのほかに何かございますでしょうか。——特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いします。

(傍聴人退場)

(午前10時33分閉会)